

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 春日部久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>南埼玉郡宮代町字宮東八九番地先から同郡同町字中島九一一番一地先まで</p>	<p>南埼玉郡宮代町字宮東八二番二地先から同郡同町字中島九一一番二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・八五〇 二二・七二</p>	<p>六・三〇〇 一一・六〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三三三二・八四</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>